

# 災害時透析医療ガイドライン

平成30年8月

栃 木 県

(平成13年6月 作成)  
(平成14年8月一部更新)  
(平成20年6月一部更新)  
(平成25年1月一部改訂)  
(平成30年8月一部更新)

# 目 次

改訂版ガイドラインの利用にあたって	1
第1章 栃木県における災害時医療救護活動の概要	
1 「栃木県地域防災計画（震災対策編）」の概要	2
2 「栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）」の概要	3
3 「透析患者援助対策」の概要	4
4 「栃木県透析医会の災害時の対応」の概要	5
第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル	
I 災害に備えた平常時の準備	
1 災害時の通信網の確保	6
2 医療機関内の体制の整備	7
3 担当患者への連絡	9
4 医療機関同士のネットワークの確立	9
5 各業者との打ち合わせ	10
II 災害発生時の初期対応	
1 患者の保護	10
2 自医療機関内の体制の確認	10
III 災害発生直後の対応	
1 自医療機関内の体制と確認	11
2 患者の保護	11
3 医療機関同士のネットワークの活用	12
4 各業者との連絡	12
IV 災害復旧期の対応	
1 自医療機関内の体制の復旧	13
2 患者の保護	13
3 医療機関同士のネットワークの活用	14
4 各業者との連絡	14
第3章 透析患者用防災の手引き	
1 災害発生時の対応	15
2 食事管理	17
《参考》災害用伝言ダイヤル（171）	17
第4章 資料編	
1 緊急時連絡先一覧	19
2 透析医療機関一覧	21
3 協力者一覧	26

## ○ 改訂版ガイドラインの利用にあたって

災害時には、建物被害や電気・水道等の途絶などが想定されますが、県内で透析を受けている慢性腎不全患者の皆さんは、災害時にも生命維持のために透析医療の確保が不可欠です。

このため、負傷重傷透析患者の皆さんはもちろんですが、慢性維持透析患者の皆さんを被災していない近隣の透析医療機関などに振り分け、適切な医療を確保することは、災害時の重要な課題のひとつです。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、本ガイドラインの改訂版を作成することにいたしました。この改訂版ガイドラインをまとめるにあたり、栃木県透析医会と栃木県臨床工学士会からなる「災害時透析医療ガイドライン改訂ワーキンググループ」の皆様に御協力をいただきました。日本透析医会及び栃木県透析医会では、災害時の対応システムづくりを進め、また災害時の透析医療対策をまとめるなど活発な活動を行っております。

本ガイドラインは、災害時の県と栃木県透析医会、日本透析医会及び栃木県医師会など関係機関の間の医療情報連絡体制、活動概要などをまとめた部分と、災害に際して透析医療機関や透析患者の標準的な対応・行動などをまとめ、災害時の行動や各医療機関でマニュアル作成する際に参考となる部分、並びに関係機関の連絡先などの情報をまとめた資料編で構成されています。

災害時の透析医療に関する県の窓口を保健福祉部健康増進課として、栃木県透析医会や日本透析医会並びに県医師会等関係機関との円滑な連絡・協力のもとに適切な透析医療の確保を図り、また、大規模な災害が生じた際に、県内では対応できない場合や県外からの協力依頼がある場合に、本ガイドラインを活用して適切な対応を図って参りますので、各透析医療機関、患者の皆さんの御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本ガイドラインを作成するにあたり御協力いただきました栃木県透析医会並びに栃木県医師会の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

※ 栃木県透析医会等の御協力を得て、「第1章 栃木県における災害時医療救護活動の概要」、「第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル」、「第3章 透析患者用防災の手引き」、「第4章 資料編」についての一部を修正する等、改訂をいたしました。

## 第1章 栃木県における災害時医療救護活動の概要

### 1 「栃木県地域防災計画（震災対策編）」の概要

「栃木県地域防災計画（震災対策編）」（栃木県防災会議、平成24年修正）の中では、災害時における医療・救護体制について、次のように定めています。

#### (1) 「医療救護体制の整備」（第2章 予防 第14節）

- 県は、医療機関や市町と協力し、初期医療体制として救護班の編成や救護所の設置を行うとともに、被災在宅補助呼吸器装着患者や透析患者への対応を行うこととしています。

（「神経難病等により、在宅で人工呼吸器等を使用している患者が被災した場合の救急収容を容易とする連絡体制を整備するとともに、透析医療機関が被災した場合に備えて、通院透析患者を他施設へ迅速に収容する体制を整備する。」）

- 県は、救護活動や重症患者の受入れの拠点となる医療機関を配置する等して、後方医療体制の整備を図ることとしています。
- その他、県は、応援活動の要請やあっせん等の広域的な調整やライフラインの確保等を担い、医療機関等は、施設・設備面での防災性の向上を講じること等により、災害への対応を図ることとしています。

#### (2) 「救急・救助活動・消火活動」（第3章 応急対策 第7節）

- 県は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を行うこととしています。
- 県は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、市町、他県等と連携して行うこととしています。

#### (3) 「医療救護活動」（第3章 応急対策 第8節）

- 災害時に、市町（災害救助法が適用される場合は知事）は、医療助産の計画の策定と実施を行うこととしています。
- 県は、救護班の編成や災害拠点病院への応援要請、医薬品等の確保・供給、医療支援の受け入れ調整等を実施することとしています。

## 2 「栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）」の概要

「栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）」（栃木県防災会議、平成24年新設）の中では、原子力災害時における避難体制について、次のように定めています。

### （1） 「避難活動体制等の整備」（第2章 予防 第3節）

- 市町は、災害時要援護者（難病患者、透析患者を含む）及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとしています。

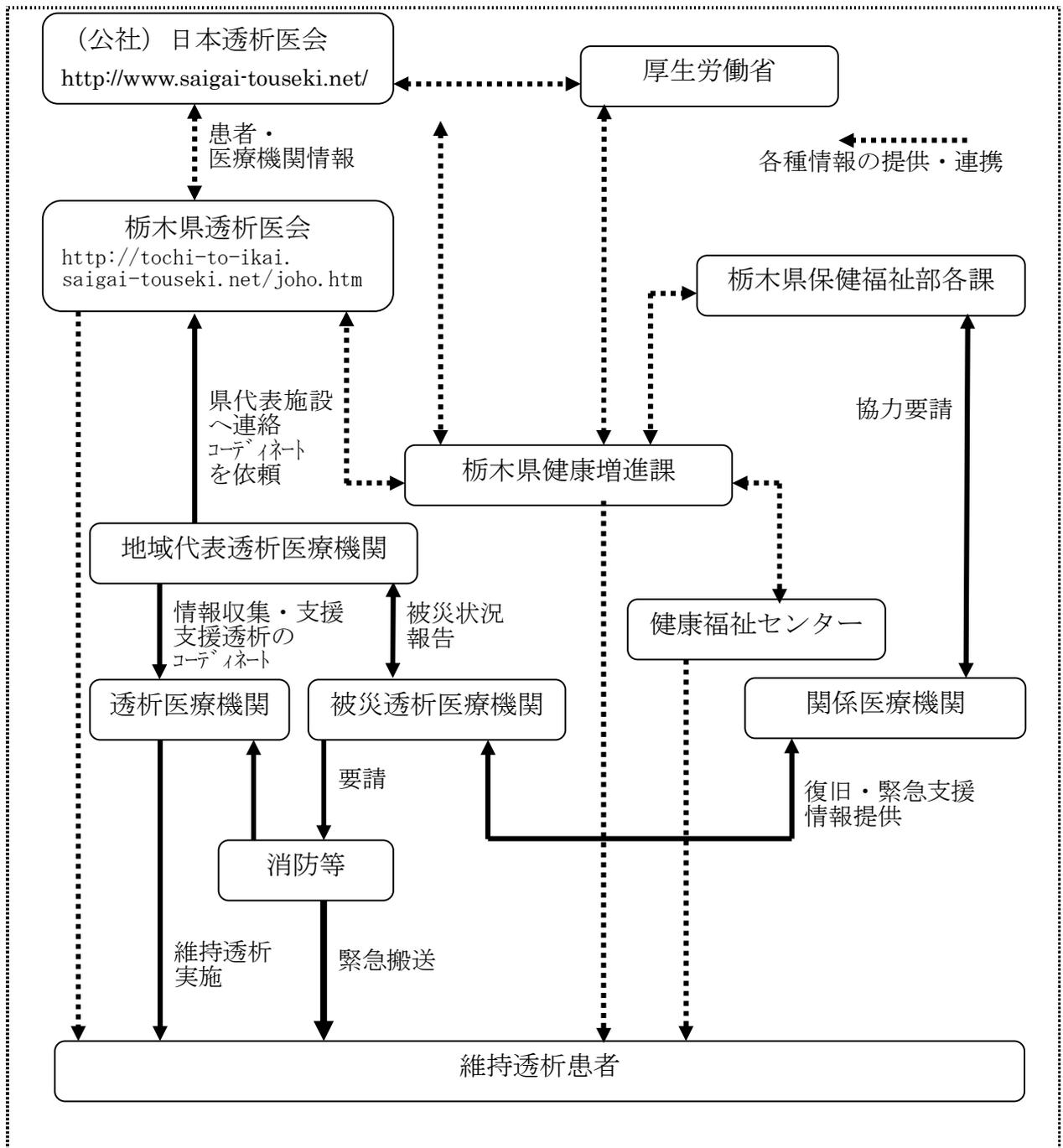
### （2） 「屋内待避・避難誘導等」（第3章 応急対策 第4節）

- 県及び市町は、避難誘導、避難所での生活に関して、災害時要援護者（難病患者、透析患者を含む）、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとしています。  
また、災害時要援護者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行うこととしています。

3 「透析患者援助対策」の概要

- \* 「栃木県地域防災計画」に基づく「災害時応急活動マニュアル」の中では、災害時における維持透析患者援助対策について、以下のように医療情報連絡体制を定めています。

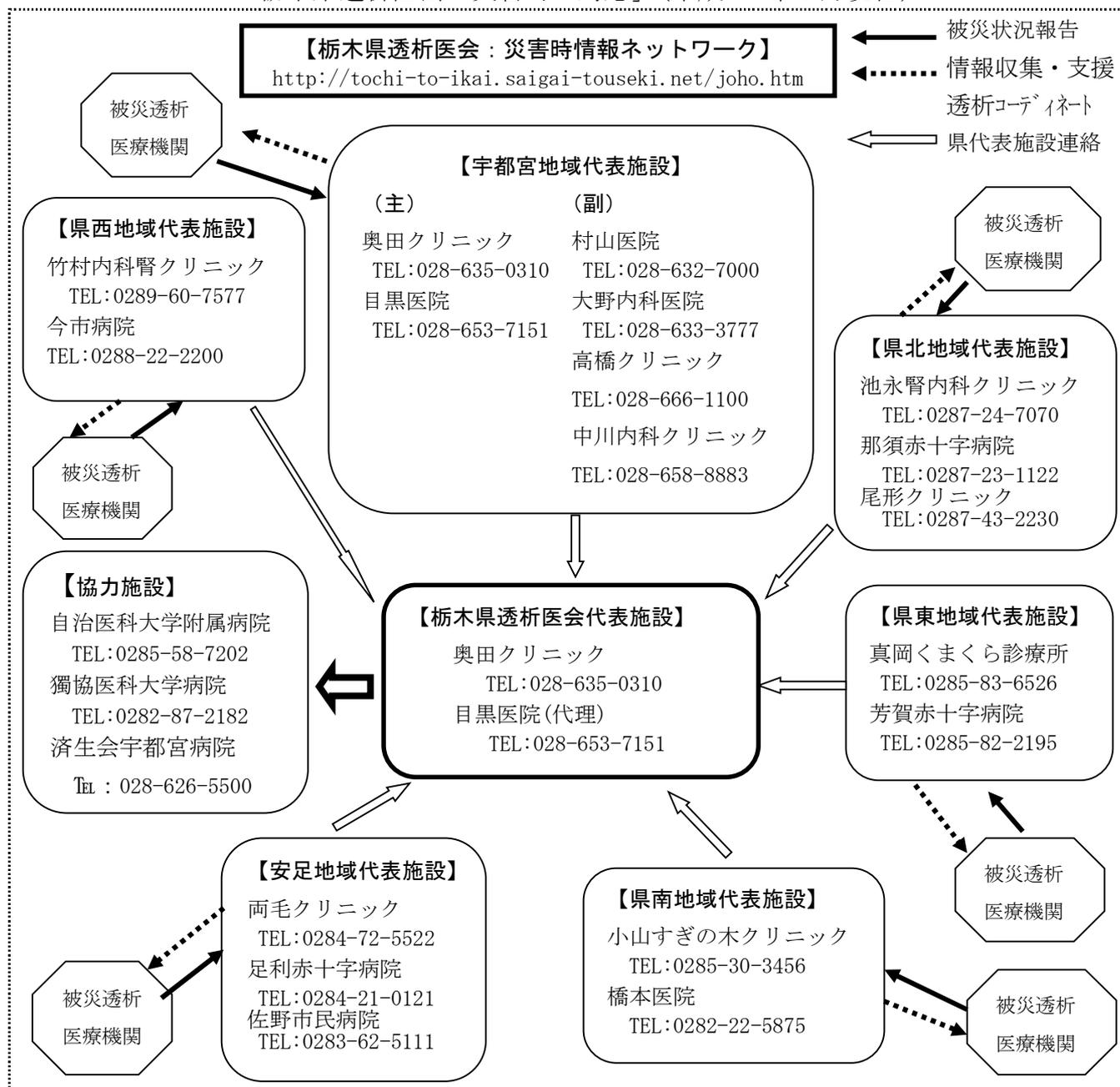
「透析患者の災害時透析医療情報連絡の流れ」



#### 4 「栃木県透析医会の災害時の対応」の概要

- \* 栃木県透析医会では、災害時における透析医療対策について、以下のような連携体制を定めています。

「栃木県透析医会の災害時の対応」(平成30年8月現在)



※ 被災時には、まずは自分のブロックの代表施設に連絡、被災状況を報告し、支援透析の相談をします。可能なら災害情報ネットワークに情報を入力します。

代表施設は自分のブロックの情報を集め、被災して透析が出来ない施設に対して支援透析のコーディネートを行います。また、自分のブロックで被災した施設の情報を災害情報ネットワークに代理で記載します。地域内で完結出来ない場合は、県代表施設(奥田クリニック/目黒医院)に連絡します。